

●低公害車の導入に対する融資制度（平成 25 年度）

(1) (株)日本政策金融公庫 中小企業事業による低利融資	
融 資 対 象	(1) 株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）第 2 条第 3 号に定める中小企業者であって、環境・エネルギー対策貸付制度要綱の規定に該当する者
内 容	<p>①自動車 NOx・PM 法の排出基準適合車の買換え、取得、リース・レンタル、NOx・PM 低減装置の装着 （自動車 NOx・PM 法対策地域内）：4 億円を限度として特別利率② （自動車 NOx・PM 法対策地域外）：4 億円を限度として特別利率① 4 億円超は基準利率</p> <p>・担保特例制度を利用する場合には、平成 25 年 3 月 31 日までに貸付契約を行うものに関し、同制度に基づき加算する利率から 0.4%（ただし、同制度に基づき加算する利率を上限とする。）を控除する。</p> <p>②低公害車の取得：4 億円までは特別利率①又は②。4 億円超は基準利率。 天然ガス自動車、電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車又はこれらの燃料供給設備（電気充電設備又は天然ガス充填設備に限る。）</p> <p>③ポスト新長期規制適合車の取得：4 億円までは特別利率②。4 億円超は基準利率。</p> <p>④第 3 次排出ガス対策型建設機械、低炭素型建設機械又は「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」における基準適合表示が付された特定特殊自動車の取得：4 億円までは特別利率②、③又は基準利率。4 億円超は基準利率。</p> <p>・第 3 次排出ガス対策型建設機械又は低炭素型建設機械：特別利率② ・19kW 以上 130kW 未満の出力帯の特定特殊自動車：特別利率② ・130kW 以上 560kW 未満の出力帯の特定特殊自動車で、軽油を燃料とし、2011 年基準に適合するもの：特別利率③</p> <p>・特定特殊自動車について、担保を徴しない場合には、平成 25 年 3 月 31 日までに貸付契約を行うものに関し、0.4% を控除する（ただし、担保を徴する場合の利率を下限とする。）。</p> <p>※貸付限度額：7 億 2,000 万円（直接貸付）、1 億 2,000 万円（代理貸付）</p>
問 合 せ 先	<p>・相談センター 電話：0120-154-505 ・全国各支店一覧 http://www.jfc.go.jp/c/jpn/bussiness/nw/index.html</p>

(2) (株)日本政策金融公庫 国民生活事業による低利融資	
融 資 対 象	環境・エネルギー対策貸付制度要綱の規定に該当する者
内 容	<p>①自動車 NOx・PM 法の排出基準適合車の買換え、取得、リース・レンタル、NOx・PM 低減装置の装着 （自動車 NOx・PM 法対策地域内）：特利 C （自動車 NOx・PM 法対策地域外）：特利 A 信用保証協会の保証が利用可能（別途、信用保証協会の審査あり）</p> <p>②低公害車の取得：特利 B 天然ガス自動車、電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車又はこれらの燃料供給設備（電気充電設備又は天然ガス充填設備に限る。）</p> <p>③ポスト新長期規制適合車の取得：特利 B</p> <p>④第 3 次排出ガス対策型建設機械、低炭素型建設機械又は「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」における基準適合表示が付された特定特殊自動車の取得：特利 B、C 又は基準利率</p> <p>・第 3 次排出ガス対策型建設機械又は低炭素型建設機械：特利 B ・19kW 以上 130kW 未満の出力帯の特定特殊自動車：特利 B ・130kW 以上 560kW 未満の出力帯の特定特殊自動車で、軽油を燃料とし、2011 年基準に適合するもの：特利 C</p> <p>※貸付限度額：7,200 万円</p>
問 合 せ 先	<p>・事業資金相談専用ダイヤル 電話：0120-154-505 ・こくきんビジネスサポートプラザ東京 電話：03-3342-3831 ・こくきんビジネスサポートプラザ名古屋 電話：052-561-6316 ・こくきんビジネスサポートプラザ大阪 電話：06-6315-0312 ・こくきん創業支援センター http://www.jfc.go.jp/k/sinkikaigyou/center/index.html</p>